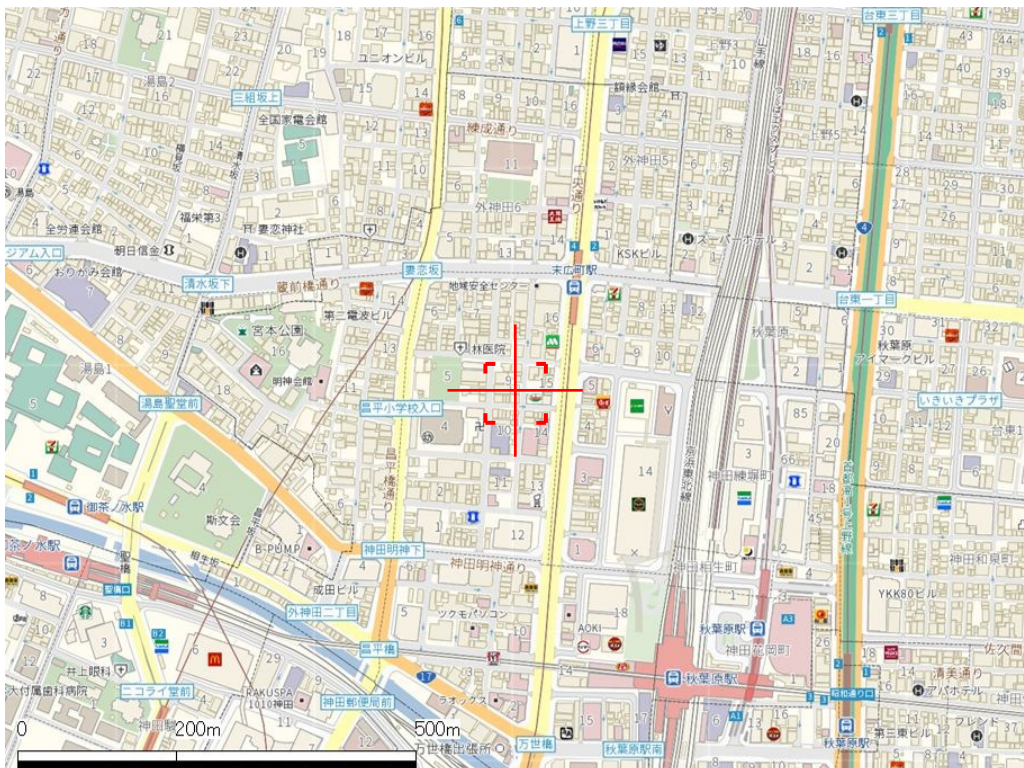


土地情報レポート

2024年08月28日(水)

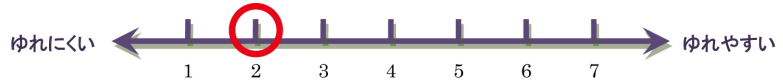
東京都千代田区外神田3丁目14番10号

東京都千代田区外神田3丁目14番10号



地盤の総合評価

ゆれやすさ



対象地は、地震時の表層地盤のゆれやすさが **中程度の** 地域です

活断層



詳細はP2をご参照下さい

対象地から最も近い活断層は **綾瀬川断層伊奈一川口区間** で、距離は約 **15km** です

液状化の可能性



対象地は、液状化の可能性が **やや高い** 地域です

浸水の可能性



対象地は、過去に、**対象地(約500m以内)に浸水実績のある** 地域です

対象地から最も近い河川は、**神田川**、距離は約 **350m** です

対象地の標高は、**4.7** mです

土砂災害の可能性

対象地は、土砂災害の可能性が **低い** です

急傾斜

指定なし

地すべり

警戒区域

土石流

特別警戒区域

土地の履歴

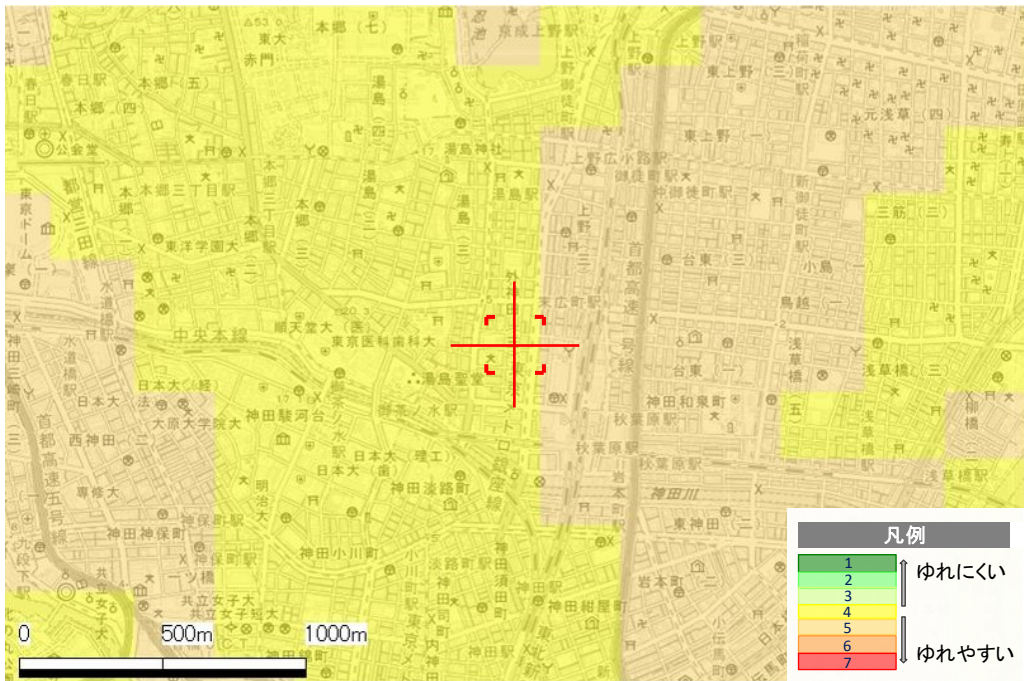


詳細はP9をご参照下さい

ゆれやすさ



対象地は、地震時の表層地盤のゆれやすさが **中程度の** 地域です



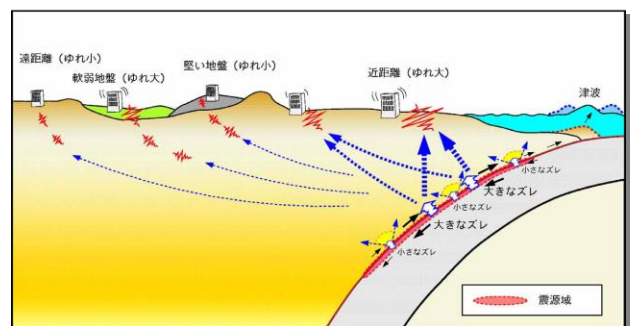
出典：応用地質株式会社
国土地理院 地理院タイル 淡色地図（地図画像）

＜表層地盤のゆれやすさとは＞

地震による地表でのゆれの強さは、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違い（地盤特性）によってゆれの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所では、かたい場所に比べてゆれは大きくなります。

本レポートの「ゆれやすさ」は、応用地質株式会社が保有する地盤データを用いて、内閣府「地震防災マップ作成技術資料(平成17年3月)」に従って作成したものです。

なお、ゆれやすさのランク判定は、内閣府「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」に基づき、地表でのゆれが深部（工学的基盤）でのゆれに対して大きくなる割合（計測震度増分）を右表のように7つのランクで判定しています。

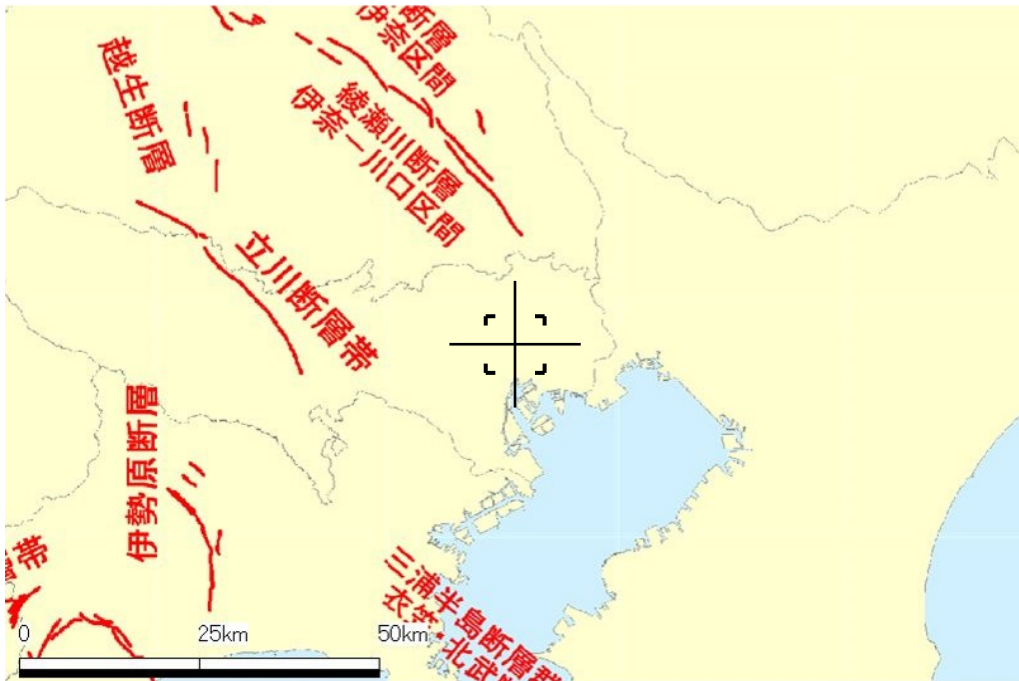


出典：内閣府「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」について

	計測震度増分		計測震度増分
ランク1	～0.0	ランク5	0.6～0.8
ランク2	0.0～0.2	ランク6	0.8～1.0
ランク3	0.2～0.4	ランク7	1.0～
ランク4	0.4～0.6		

活断層

対象地から最も近い活断層は **綾瀬川断層伊奈一川口区間** で、距離は約 **15km** です



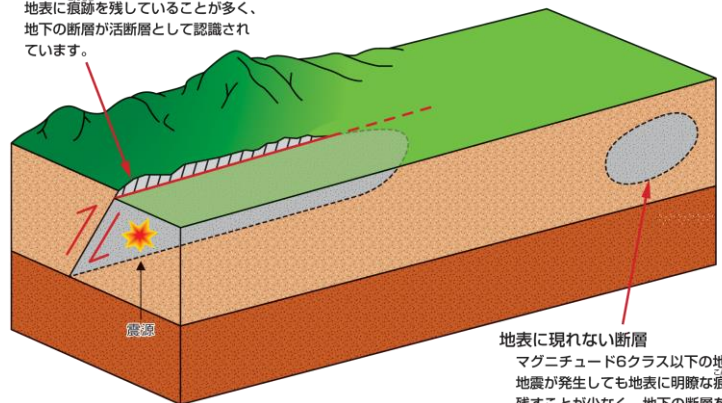
参考：地震調査研究推進本部

<活断層とは>

活断層は、過去に繰り返し活動し、今後も再び活動すると考えられる断層です。日本には約2,000の活断層があると推定されています。活断層を掘削して調査を行うと、過去に繰り返し発生した地震の規模や間隔などがわかり、将来の活動の可能性を推定することができます。

地表に現れた断層

マグニチュード7クラス以上の規模の大きな地震は、過去の活動により地表に痕跡を残していることが多く、地下の断層が活断層として認識されています。



地表に現れない断層

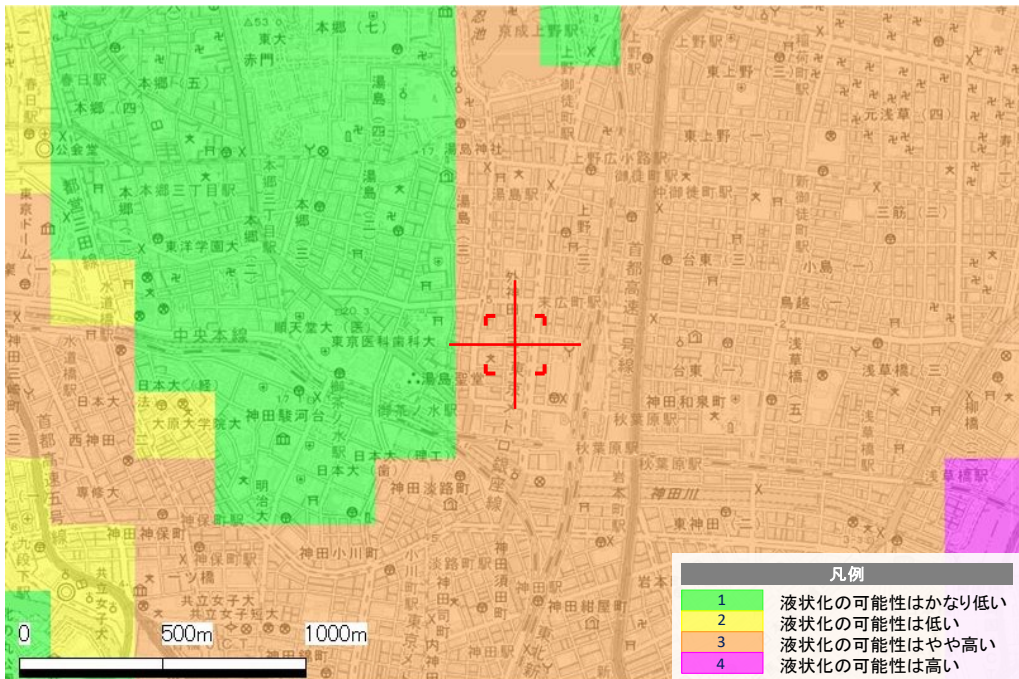
マグニチュード6クラス以下の地震は、地震が発生しても地表に明瞭な痕跡を残すことが少なく、地下の断層を活断層として認識することが困難です。

出典：文部科学省 地震がわかる！Q&A

液状化の可能性



対象地は、液状化の可能性が **やや高い** 地域です



出典：応用地質株式会社
国土地理院 地理院タイル 淡色地図（地図画像）

<液状化の可能性とは>

液状化現象は、水分を多く含んだ地盤が、地震の揺れによって液状になってしまうことです。低地や埋立地などの地盤には、水分（間隙水）がたくさん含まれています。そのような地盤は、普段は砂粒同士が支えあい、その間を水が満たしている状態で安定しています。しかし、地震により激しい振動が加えられると、砂粒の支えあいが崩れます。このとき、砂粒の間にある水の圧力が高まり、地盤が泥水のような状態になります。この泥水が上からの圧力を支えようとしますが、液状化した地層の上に亀裂や弱い部分があると圧力に耐え切れず、そこから泥水が地表に噴き出たりします。地盤の液状化が起これると、地盤の沈下、地中のタンクやマンホールの浮き上がり、建築物の傾き・転倒などの被害が発生します。

本レポートの「液状化の可能性」は、防災科学技術研究所（地震ハザードステーション）の地形・地盤分類250mメッシュマップを用い、国土庁防災局 液状化地域ゾーニングマニュアルに従って、地盤表層の液状化の可能性を微地形区分から4段階に判定した結果です。

なお、地盤表層の液状化の可能性についての判定は右表のとおりです。

ランク	液状化可能性の程度	微地形区分
1	可能性なし	台地、丘陵地、山地
2	液状化の可能性は極めて小さい	扇状地、砂礫質の河原、砂礫州、砂丘、海浜、扇状地型谷底平野
3	液状化の可能性は小さい	自然堤防、湿地、砂州、後背低地、三角州、干拓地、緩扇状地、デルタ型谷底平野
4	液状化の可能性は大きい	埋立地、盛土地、旧河道、旧池沼、蛇行州、砂泥質の河原、人工海浜、砂丘間低地、堤間低地、湧水地点

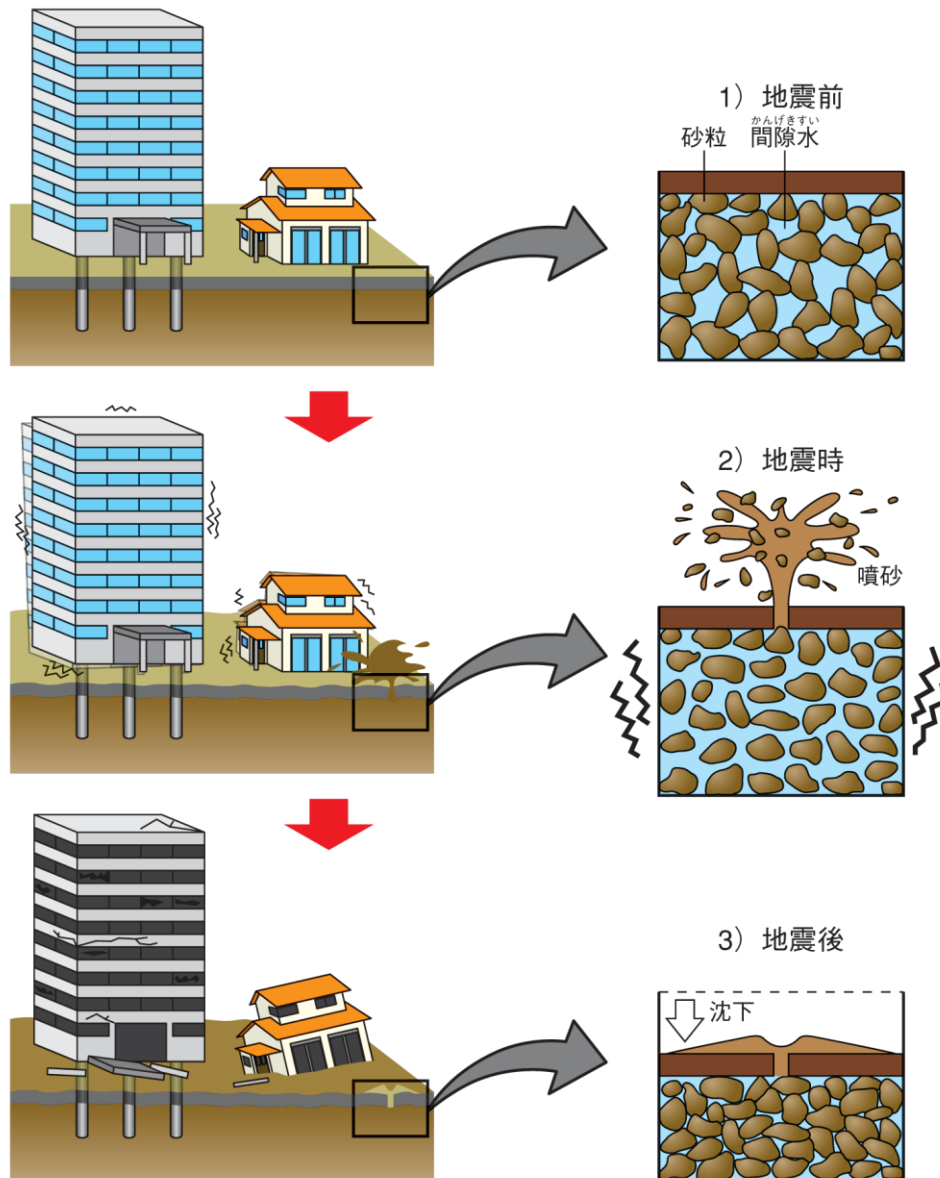
液状化の可能性 低



液状化の可能性 高

出典：国土庁防災局 液状化地域ゾーニングマニュアル（一部加筆）

－ 液状化のメカニズム －



出典：文部科学省 地震がわかる！Q&A

Check Point

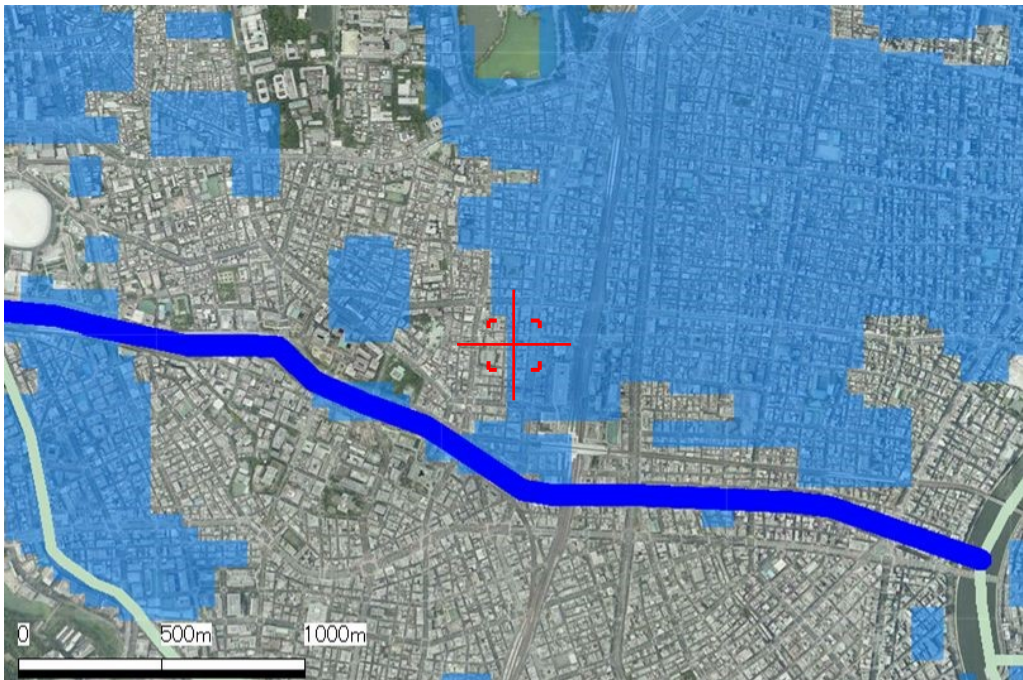
液状化の危険度は、地層および地下水位により判定します。一般的に、地下水位が高く、地表近くに厚い砂層がある場所では、液状化現象が発生しやすいです。

浸水の可能性



対象地は過去に、**対象地(約500m以内)に浸水実績のある** 地域です

対象地から最も近い河川は、**神田川**、距離は約 **350m** です



出典：応用地質株式会社
 国土交通省 20万分の1土地保全図シームレスデータ
 国土交通省 地理院タイル 全国最新写真（シームレス）
 (一財) 気象業務支援センター
 流域雨量指数計算河川及び洪水予報河川の予報区間の流路データ
 参考：社団法人日本河川協会 全国の浸水実績図
 東京都の水害記録
 (水害区域面積0.1ha以上もしくは被害建物棟数が10棟以上)

■：浸水実績
 ■：指定河川
 ■：その他の河川

<浸水の可能性とは>

本レポートの「浸水の可能性」は、上記出典および参考資料の浸水実績範囲からの距離に基づき、下表のように4つのランクで判定しています。

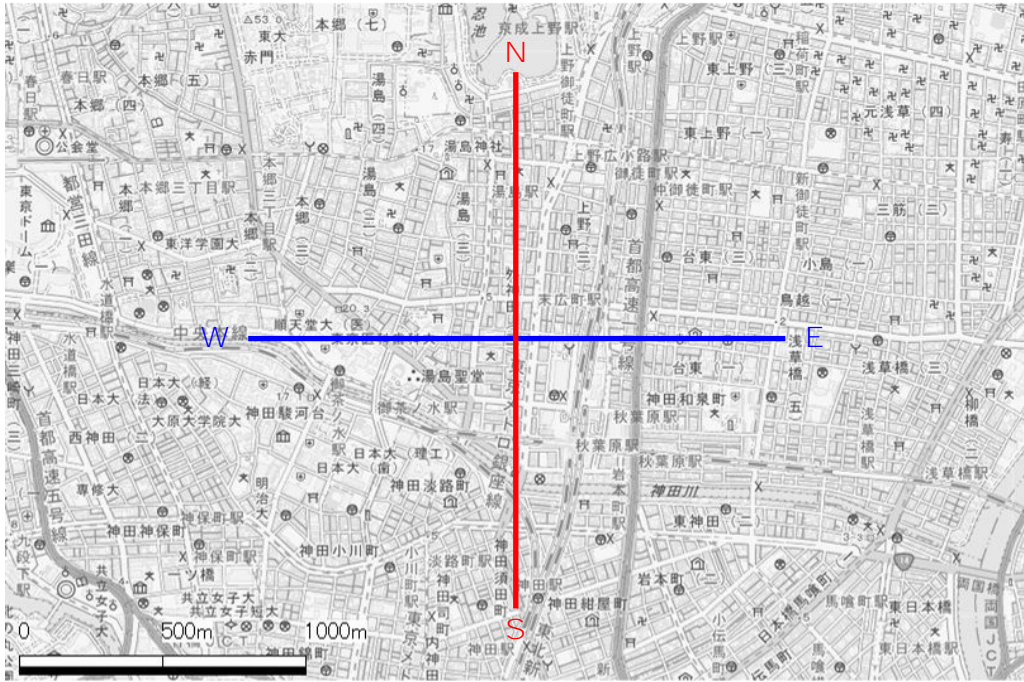
ランク1	浸水実績なし
ランク2	近接地(約250m以内)に浸水実績あり
ランク3	隣接地(約100m以内)に浸水実績あり
ランク4	対象地(約50m以内)に浸水実績あり

浸水の可能性
 低
 ↑↓
 高
 浸水の可能性

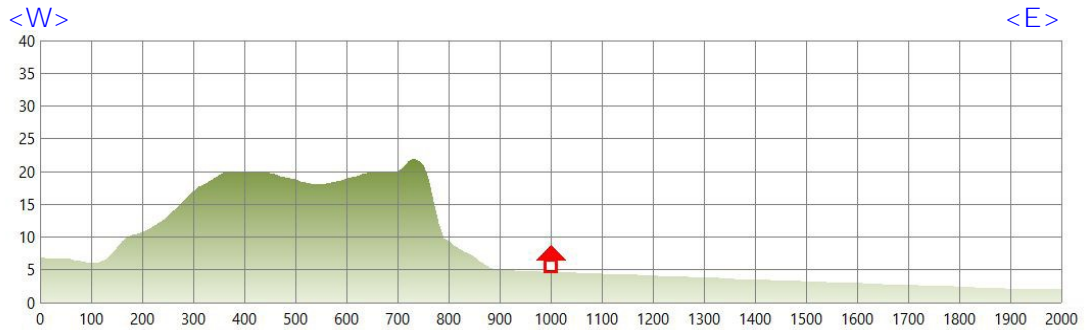
Check Point

凹地形は水が集まりやすい地形です。また、河川よりも標高が低いまたは高低差が小さい場合には、河川の氾濫時に注意が必要です。

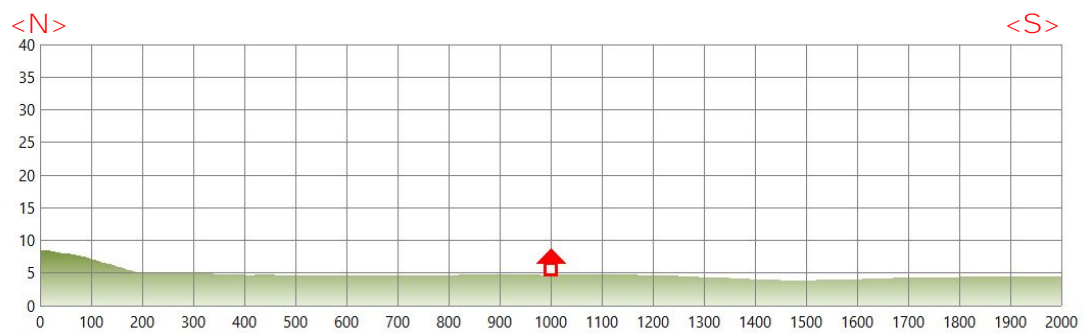
対象地の標高は、 **4.7** mです



W-E断面



N-S断面



出典：国土地理院 基盤地図情報10mメッシュ標高
国土地理院 地理院タイル 淡色地図（地図画像）

土砂災害の可能性

対象地は、土砂災害の可能性が

低い

です

急傾斜

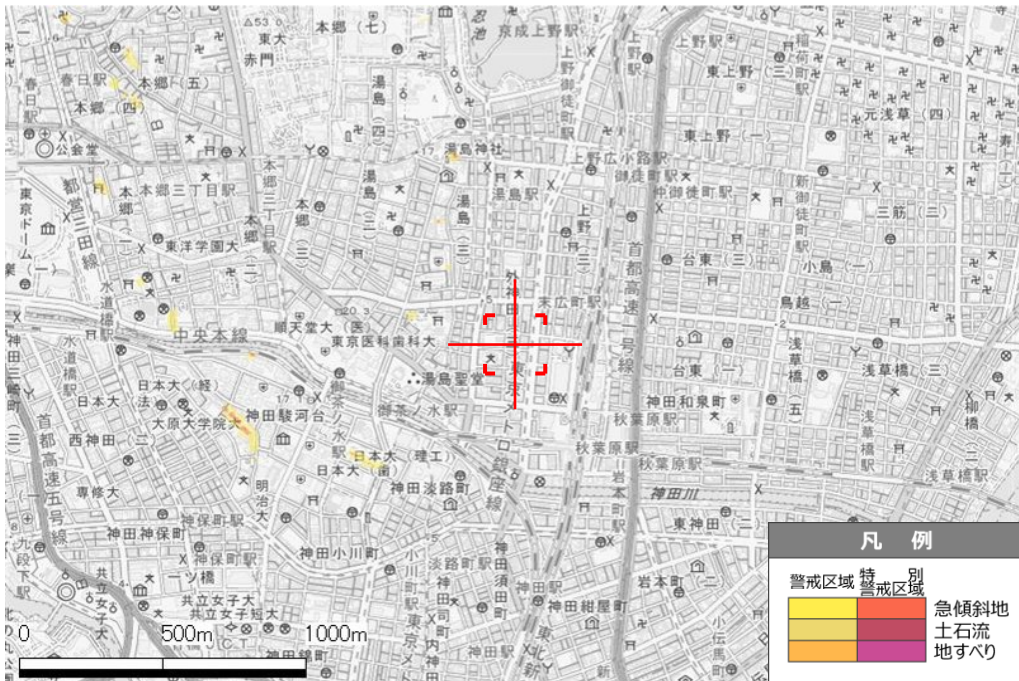
指定なし

地すべり

警戒区域

土石流

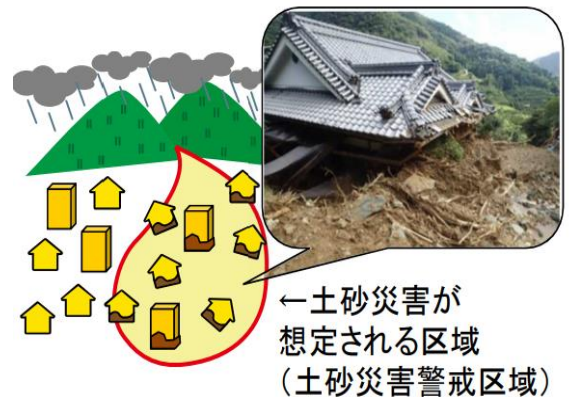
特別警戒区域



出典：国土地理院 地理院タイル（淡色地図）
国土交通省 国土数値情報

<土砂災害の可能性とは>

国土交通省「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の概要」によると、土砂災害から国民の命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する、土砂災害防止法が平成13年4月に施工されました。土砂災害警戒区域等の指定については、次ページを参照ください。



←土砂災害が想定される区域（土砂災害警戒区域）

出典：国土交通省 水管理・国土保全局

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等について

土砂災害防止対策基本指針の作成 [国土交通省]

基礎調査の実施 [都道府県]

- ・ 地形、地質、土地利用状況等を踏まえて、区域指定及び土砂災害防止対策に必要な机上及び現地調査を実施（机上で地形図・航空写真等を用いて土砂災害のおそれのある箇所を抽出し、現地調査により区域の範囲を設定する。）
- ・ 基礎調査を基にして、区域指定の案を図示する形でとりまとめ
- ・ 基礎調査の結果を公表（住民の危険性の認識と、指定促進のため。）

区域の指定 [都道府県]

土砂災害警戒区域

○土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域

- ≫ 警戒避難体制の整備【市町村等】
- ≫ ハザードマップの配布【市町村等】
- ≫ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等【施設管理者】

土砂災害ハザードマップの作成・配布
(茨城県銚田市)



住民の避難訓練状況
(沖縄県浦添市)



土砂災害特別警戒区域

○避難に配慮を要する方々が利用する要配慮者利用施設等が新たに土砂災害の危険性の高い区域に立地することを未然に防止するため、開発段階から規制していく必要性が特に高いものに対象を限定し、特定の開発行為を許可制とするなどの制限や建築物の構造規制等を行う区域。

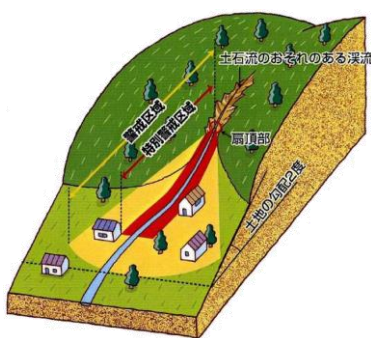
- ≫ 特定開発行為に対する制限【都道府県】
- ≫ 建築物の構造規制【都道府県または市町村】
- ≫ 建築物の移転等の勧告【都道府県】



特定開発行為に対する許可制 建築物の構造規制 建築物の移転等の勧告

土石流

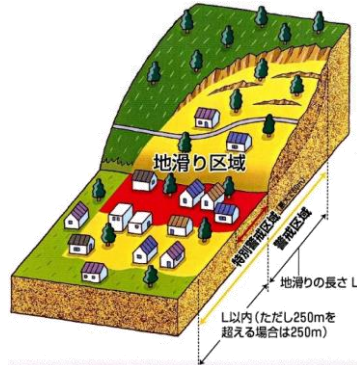
※山腹が崩壊して生じた土石等又は渓流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



- ・ 土地の勾配2度以上

地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



- ・ 地滑りの長さの2倍以内 ※1
- ※1 ただし250mを越える場合は250m

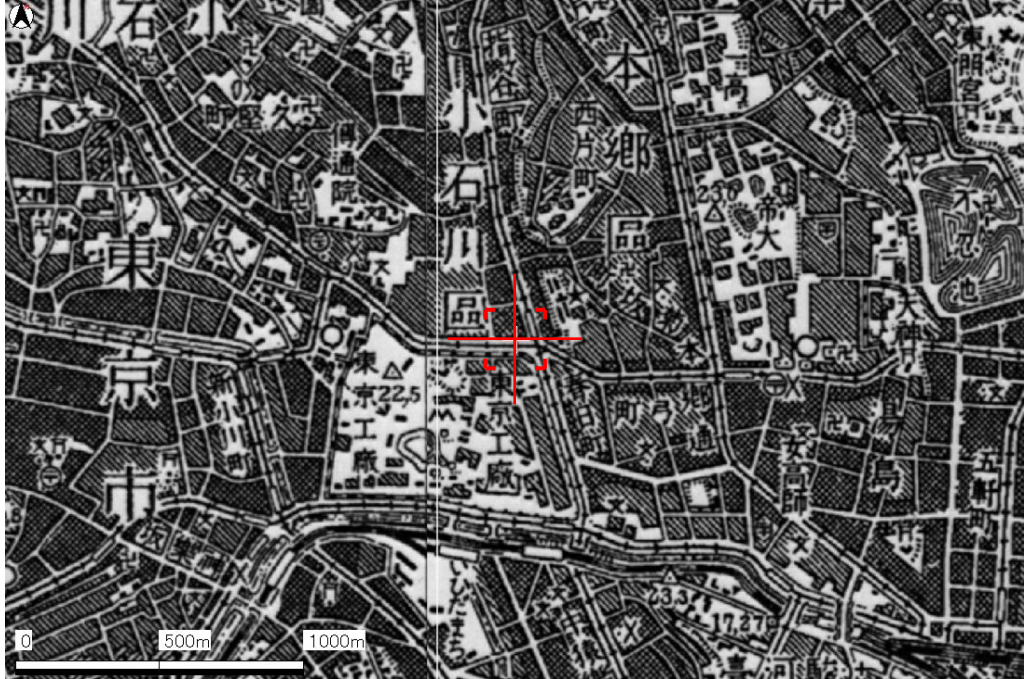
急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象



- ・ 急傾斜地の下端から高さの2倍以内
- ※1 ただし50mを越える場合は50m

土地の履歴



出典：国土地理院 旧版地図

※使用している古地図（旧版地図）は、地図の保存状態によってゆがみ等が発生している場合がございます。そのため当該地の表示に、若干の「ずれ」が生じる場合がございますので、ご了承ください。

○	行銀	⌘	祠神	⌘	突烟	△	及院新控 所判裁	———	道國	汽	人	人	車	徒	徒	木	鐵	水
△	房車水	⌘	字佛	⌘	葉誠 葉潤	×	所務刑	———	道縣府ルナ要主	船	馬	渡	輛	涉	橋	橋	深	
⌘	牆工場	+	堂教西	⌘	樹立獨	◇	局督監務稅 署務稅及	———	上以來三幅道	渡	出	出	所	所	橋	橋	岸	
⌘	牆	○	署公國內	▲ 37.1	點角三	⌘	署區林	———	上以來二幅道	所	岸	岸	岸	岸	岸	岸	高	
⌘	柵	○	署公國外	□ 34.5, 27	點準水	⌘	署務礦	———	上以來一幅道	無	無	無	無	無	無	無	電	
⌘	圍土	○	廳縣府廳道	□ 32.5	點高標立獨	⌘	署務礦	———	溝未來一幅道	無	無	無	無	無	無	無	柱	
⌘	濠水	○	廳島廳支 所役郡及	⌘	陵山	⌘	關稅	———	徑小	停	商	警	浮	固	燈	無		
⌘	地墓土	○	所役市	⌘	墟城	⌘	電)信電使郵 局ル兼ヲ(話	———	通部ルサセ	泊	港	報	標	無	無	無		
⌘	居島	○	市場役村町 所役區ノ内	⌘	場戰古	⌘	局便郵	———	通木並	所	標	標	標	標	標	標		
⌘	籠燈	×	校學	⌘	山火	⌘	局信電	———	通普	果	茶	桑	沼	水	乾			
⌘	碑念記	×	院病	⌘	泉礦	⌘	局話電	———	通高	園	畑	畑	田	田	田			
⌘	像立	⌘	及院病離 舍病離隔	⌘	泉湧	⌘	所候測	———	道鐵有國	荒	樹	竹	樹	樹	草			
⌘	標立	⌘	署察警	⌘	場畜貯料材	⌘	所造製	———	道鐵設私	地	林	林	林	林	地			
⌘	段石	×		⌘	地礦探	⌘	所電發	———	道鐵種特	荒	樹	竹	樹	樹	草			
⌘	機重起	×						———	國外	地	林	林	林	林	地			
								———	廳支廳縣府 (道海北)	荒	樹	竹	樹	樹	草			
								———	國	地	林	林	林	林	地			
								———	市郡	荒	樹	竹	樹	樹	草			
								———	村町區	地	林	林	林	林	地			
								———	地有官	荒	樹	竹	樹	樹	草			
								———	類地	地	林	林	林	林	地			

制約および制限

1. レポートの定義

土地情報レポート（以下「本レポート」といいます。）は、検討に使用した資料の精度上、土地に関する情報を概略的に述べた概要なるものです。また、本レポートは、対象とした土地（以下「対象土地」といいます。）に関する情報をすべてにわたって網羅することを意図していないため、本レポートに記述されていない項目もあります。したがって、本レポートの利用者および本レポートの内容を知った者（以下「本レポートの利用者等」といいます。）は、自己の責任において最終的な判断を行うものとしします。

2. 基礎資料について

- (1) 対象土地に関する情報は、現地調査によるものではなく、公的機関等より入手可能であった紙またはデジタルの地形図、資料および地盤データ（以下「基礎資料」といいます。）から読み取れる情報により構成されたものです。なお、応用地質株式会社（以下「提供会社」といいます。）の有する地盤データがある場合は、基礎資料を補完および検証するかたちで使用しています。
- (2) 基礎資料には、ある範囲をメッシュ状に表現したものもあり、対象土地の位置によっては、本レポートをもって対象土地の状況を評価し切れない可能性があります。
- (3) 基礎資料は、本レポート作成のためのシステムを導入した時点において入手可能な最新のものを使用していますが、その後の対象土地の造成等により、現況が基礎資料と一致しない場合には、対象土地に対して本レポートの評価を適用できない可能性があります。

3. 著作権について

本レポートの著作権は、提供会社に帰属しますので、提供会社の書面による許諾のない限り、本レポートの全部・一部を問わず、複写、転載、翻案、翻訳、改編および電子媒体への電子情報としての入力などによる利用を禁じます。

4. 地図について

- (1) 本レポートの一部には、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社（以下「NTT」といいます。）の地図を使用しています。
- (2) 本レポートの形式が書面であるか電子媒体であるかを問わず、当該地図に関してはNTTが著作権を有するもので、本レポートに使用するまでの許諾しか得ていません。

5. 引用・転載資料について

- (1) 本レポートには、公的機関等の出所を明示して引用または転載した地図（メッシュマップ・地理院タイルなど）、説明資料および地盤データなど（以下「引用・転載資料」といいます。）があります。
- (2) 本レポートの形式が書面であるか電子媒体であるかを問わず、当該引用・転載資料に関しては公的機関等が著作権を有するもので、本レポートに使用するまでの許諾しか得ていません。

6. 免責について

本レポートの利用者等は、本レポートをもってする提供会社の役割が、対象土地の概要について、基礎資料に基づき得られた評価をもって助言するに過ぎないことを理解の上、本レポートの評価に起因して、本レポートの利用者等に、現に発生しまたは発生しうる損害を賠償する責任その他一切の法的責任から、提供会社が免責されることに同意するものとしします。

7. 準拠法および管轄裁判所について

本レポートの利用者等は、本レポート中に記述された内容の解釈については日本法に準拠することに同意し、本レポートに関する一切の紛争については東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意するものとしします。

以上

-レポート提供機関-
応用地質株式会社 情報システム事業部
〒101-0021
東京都千代田区外神田3丁目14番10号
秋葉原HFビル5階
TEL: 03-3868-0535 / FAX: 03-3868-2675
E-mail: db-eigyo@oyonet.oyo.co.jp

本報告書の様式・内容の複写・転記載・抄録・要約、磁気媒体・光ディスクへの入力等を小社の許諾なく行うことを禁じます。